

投資リスク 債券（個人向け国債を除く）の価格は、金利変動等により変動しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を下回るおそれがあります。また、発行者の信用状況の悪化や発行者に対する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。

費用等 債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、国債（個人向け国債を除く）をご購入の際に「経過利子」が必要となる場合があります。

- 公共債は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 償還日（満期日）に額面金額にて償還されます。
- 債券の利払時期には、買取・中途換金のできない期間があります。
- いったん約定が成立したお取引は、取消しや内容の変更ができません。
- 新発債（国債）を発行日より前にご購入される場合は、その国債が予定通り発行されることを条件としてご購入いただきます。このため、国の都合により、その国債の発行が延期または中止となった場合には、ご購入の約定は取消されます。また、ご購入代金をお支払い済みの場合は、お客さまの指定預金口座にご購入代金を返金いたします。なお、返金するご購入資金には付利いたしません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、内容を十分ご確認いただいたうえで、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」は、足利銀行の本支店の店頭にご用意しております。
- 当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。
- 一部お取扱いできない店舗があります。
- マル優・特別マル優のお取扱いは、障がい者の方や寡婦年金を受給されている方などが対象になります。

<個人向け国債について>

●個人向け国債を中途換金する際は、原則として※「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子相当額を加えた金額より差し引かれることになります。

※ 発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問い合わせください。

●個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金できません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。